

解体工事、改造補修工事を施工する事業者のみなさまへ

吹付け石綿、石綿含有断熱材等の除去工事



令和3年4月から改正大気汚染防止法が施行されます。

- 吹付け石綿も、分析無しで特定工事に該当するものと「みなす」ことができます。
- 作業の基準が追加されます。
- 直接罰が適用になる可能性があります。

集じん・排気装置を使用した場合に新たに明文化された作業基準

作業場及び前室の負圧確認の頻度について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前 ・ 休憩時や作業の中断時 ・ 当日の作業終了時 等
吹付け石綿、石綿含有断熱材等の除去の確認について	隔離養生を解く前に、 <u>事前調査を行わせる者又は石綿作業主任者により、適切に除去ができていることを確認する。</u>
清掃の実施について	隔離養生を解く前に、清掃の実施を義務付け

なお、以下の方法で除去がなされない場合は、直接罰が適用になる可能性があります。

環境省資料抜粋



そのまま取り外す方法



隔離+集じん・排気装置を使用する方法



隔離+集じん・排気装置を使用する方法に準じる方法



封じ込め又は囲い込み

事前調査結果届出書の提出も併せて必要になります。川崎市のホームページをご確認ください。

石綿含有成形板等のチラシも併せてご覧ください。

ご相談・お問合せ先 川崎市環境局環境対策部大気環境課
TEL：044-200-2526 FAX：044-200-3922